

岩手県告示第853号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年11月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年11月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社鍛冶屋敷左官工業
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字江刈内第26地割37番地
 - ウ 代表者の氏名 鍛冶屋敷静子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第7661号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年10月30日付けで大工工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年11月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社高文工務所
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町堅川目8地割119番地
 - ウ 代表者の氏名 高橋文夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第8240号
 - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年11月11日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年11月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社引地
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市津軽石第9地割12番地11
 - ウ 代表者の氏名 引地美智明
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第8789号
 - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年11月8日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成25年11月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社加村工業
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市田の神一丁目3番27号
 - ウ 代表者の氏名 加村茂
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第9631号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成25年11月8日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。